

令和 6 年 3 月 29 日
感 発 0 3 2 9 第 6 号
医薬発 0 3 2 9 第 39 号

各都道府県知事 殿

厚生労働省 健康・生活衛生局
感 染 症 対 策 部 長
(公 印 省 略)

厚生労働省 医薬局長
(公 印 省 略)

「定期の予防接種等による副反応疑いの報告等の取扱いについて」の一部改正等について

予防接種法（昭和 23 年法律第 68 号）第 12 条第 1 項の規定による報告及び予防接種に係る医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和 35 年法律第 145 号）第 68 条の 10 第 2 項の規定による報告等の取扱いについては、「定期の予防接種等による副反応疑いの報告等の取扱いについて」（平成 25 年 3 月 30 日付け健発 0330 第 3 号・薬食発 0330 第 1 号厚生労働省健康局長・厚生労働省医薬食品局長連名通知。以下、「連名通知」という。）に従い、御理解と御協力をいただいているところです。

今般、連名通知の一部を別紙のとおり改正することといたしましたので、貴職におかれましてはこれを十分御了知の上、貴管内市町村（保健所を設置する市及び特別区を含む。）及び関係機関等に周知をお願いいたします。

なお、公益社団法人日本医師会に対し、本件に係る協力を依頼していることを申し添えます。

記

1 改正の概要

5 種混合ワクチン、小児に対する肺炎球菌ワクチン及び新型コロナウイルス感染症の予防接種を予防接種法（昭和 23 年法律第 68 号）第 5 条第 1 項の規定に基づく定期の予防接種に位置づけることに伴う所要の改正を行うもの。

2 適用日

令和 6 年 4 月 1 日

3 その他

新型コロナウイルス感染症の予防接種を予防接種法（昭和23年法律第68号）第5条第1項の規定に基づく定期の予防接種に位置付けるに当たっては、「新型コロナウイルスワクチン接種後の副反応を疑う症状に対する診療体制の構築について」（令和3年2月1日付け健健発0201第2号厚生労働省健康局健康課長通知）、「遷延する症状を訴える方に対応する診療体制の構築について」（令和4年3月24日付け健健発0324第11号厚生労働省健康局健康課長通知）、「新型コロナウイルスワクチン接種後の副反応を疑う症状に対応できる専門的な医療機関の名称等の公表について」（令和4年4月4日付け健健発0404第1号厚生労働省健康局健康課長通知）において示した、接種後の副反応を疑う症状に係る専門的な医療機関を円滑に受診できる体制確保に関する取扱いについては、令和6年度以降の定期の予防接種においても同様の取扱いとされたい。